**平成２４年（フ）第１０００８号**
東京都台東区元浅草１丁目10―７　サンライズ・ミノワ２Ｂ
債務者　浦野かおりこと　黄　　愛姫
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１０００９号**
東京都葛飾区立石８丁目34―９―205
債務者　小川サキオ
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００１２号**
千葉県千葉市中央区浜野町1345―１―201
債務者　山崎　貴子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００１３号**
東京都杉並区永福３丁目33―13―205
債務者　佐々木　亮
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００１６号**
東京都板橋区高島平１丁目38―12―102
債務者　坂本　　修
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００１７号**
東京都新宿区神楽坂３丁目２―202
債務者　金子　哲子
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００２１号**
東京都目黒区目黒本町５丁目６―18―401
債務者　菅原きみゑ
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００２７号**
東京都清瀬市中里５丁目19―３―103
債務者　鈴木　　香
1　決定年月日時　平成24年８月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００３０号**
東京都東久留米市新川町２丁目３―14　ピア・ボナールＣ202
債務者　大平美智子
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００３５号**
千葉県習志野市谷津２丁目20―12　ジュネスハイムＡ―206
債務者　柳本　英樹
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００３６号**
東京都足立区保木間５丁目33―５―402
債務者　檜森　伸明
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００３７号**
東京都世田谷区三軒茶屋１丁目32―14―402　宮崎方
債務者　武内　広美
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００３８号**
神奈川県横浜市磯子区丸山１丁目27―２―203
債務者　外山　裕之
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００４０号**
千葉県船橋市宮本２丁目４―27―Ａ―102
債務者　太斎　光弘
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００４１号**
東京都練馬区光が丘５丁目２―４―1007
債務者　高木　明香
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

**平成２４年（フ）第１００４４号**
東京都足立区舎人１丁目６―９―203
債務者　橋本　正憲
1　決定年月日時　平成24年８月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年10月23日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月23日午前10時
東京地方裁判所民事第20部